第３節　避難設備

第１　避難器具

１　避難器具設置に関する留意点（第3-1-1図参照）

(1) 避難器具の設置場所は，階段から最遠箇所等，二方向避難が可能な場所とすること。

(2) 避難ハッチの吊元は原則建物側とすること。

(3) 避難ハッチ間及び隔板からの離隔距離は，600mm以上とすること。

避難器具設置例

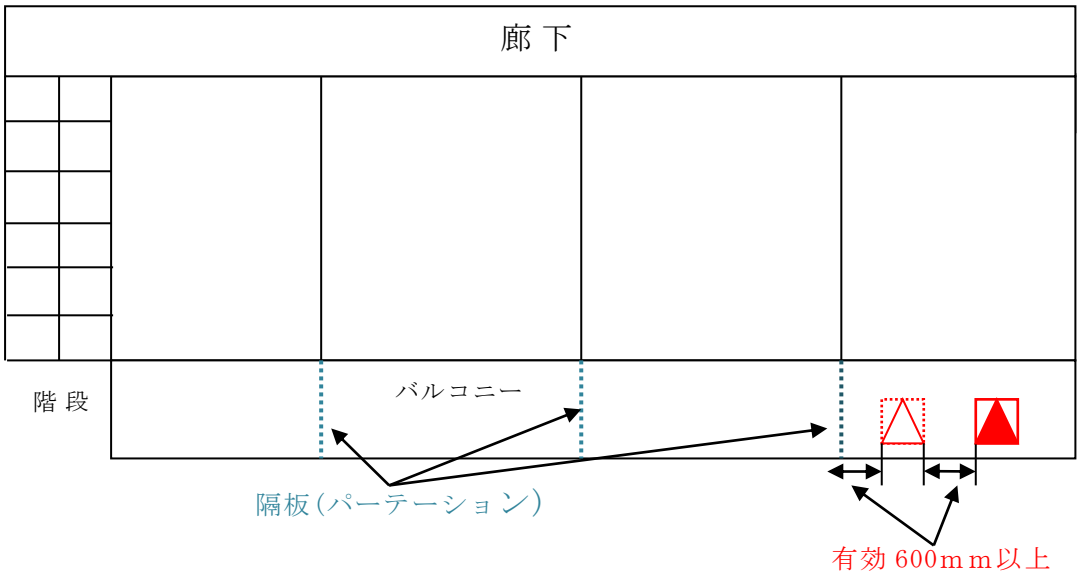

第3-1-1図

２　バルコニー隔板の仕様（第3-1-2図参照）

(1) 容易に破壊できるものであること。

(2) 有効開口部については，おおむね幅600mm以上，高さ800mm以上とすること。

(3) 床面から有効開口部下端までの高さは，おおむね150mm以下とすること。

(4) 隔板の両面に「ここを破って隣戸に避難できます」，「この付近に物を置かないで下さい」等の2つの注意書きを記した標識を表示すること。

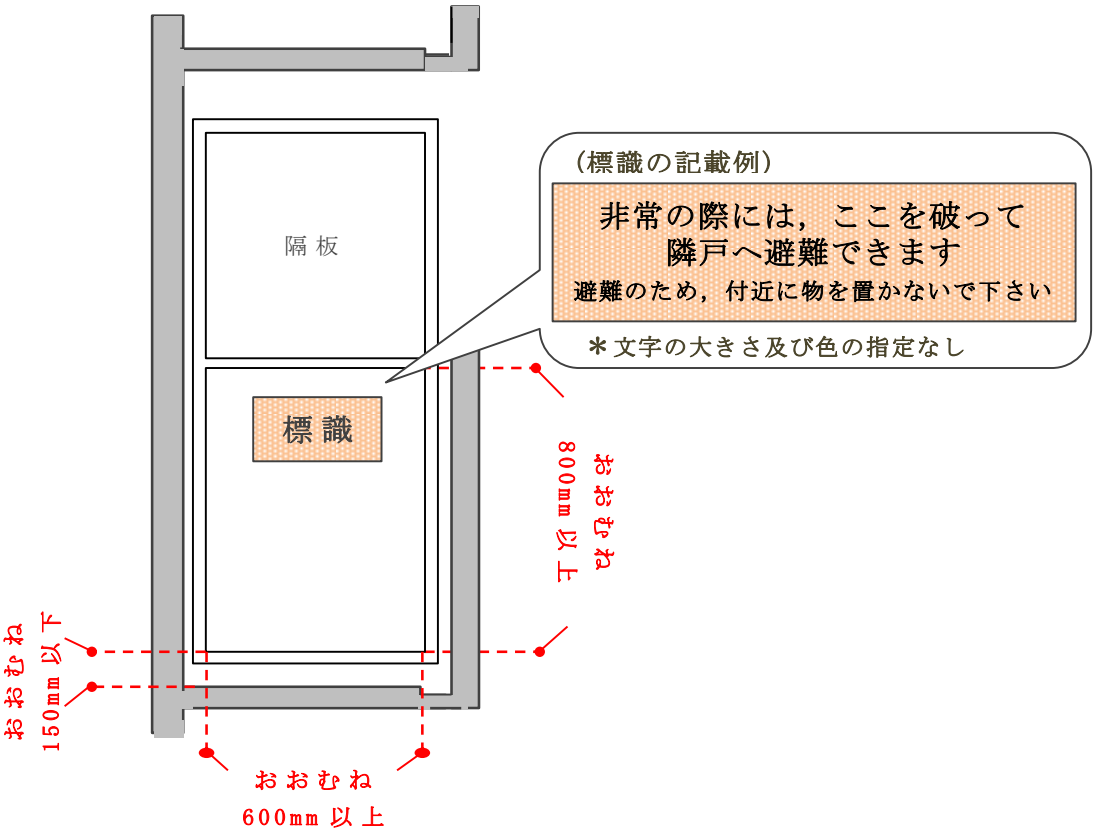

第3-1-2図

3　特定一階段等防火対象物又はその部分に設ける避難器具等

(1) 特定一階段等防火対象物の階のうち，地上に直通する階段が2以上設けられている階については，省令第27条第1項第1号の規定は適用しないことができる(第3-1-3図参照)。

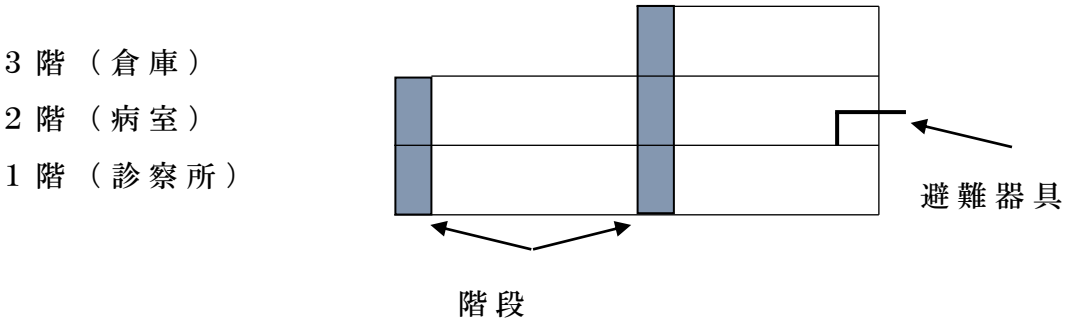

２階は階段が２か所あるため，２階に設置する避難器具は，令第３２条の規定を適用し，規則第２７条第１項第１号に規定を適用しないことができる。

第3-1-3図

(2) 特定一階段等防火対象物の政令第4条の2の2第2号に規定する避難階以外の階のうち，当該階から避難階又は地上に直通する階段（建基政令第26条に規定する傾斜路を含む。）が2（当該階段が屋外に設けられ，又は省令第4条の2の3に規定する避難上有効な構造を有する場合にあっては，1）以上設けられていない階の部分のすべてが次のいずれかに適合する場合は、当該防火対象物に省令第27条第1項第1号の規定を適用しないことができる(第3-1-4図参照)。

ア　居室以外の部分（機械室，倉庫等）であって，不特定多数の者の出入りがない場合

イ　一般住宅（個人の住居の用に供されるもので，寄宿舎，下宿，共同住宅以外のものをいう。）の用途に供される部分であって，第２章第２節　第２ 各項に共通する事項．５．(２)の規定により、防火対象物全体が単体用途として取扱われることで，当該一般住宅の用途に供される部分が特定用途に供される部分として取扱われている場合

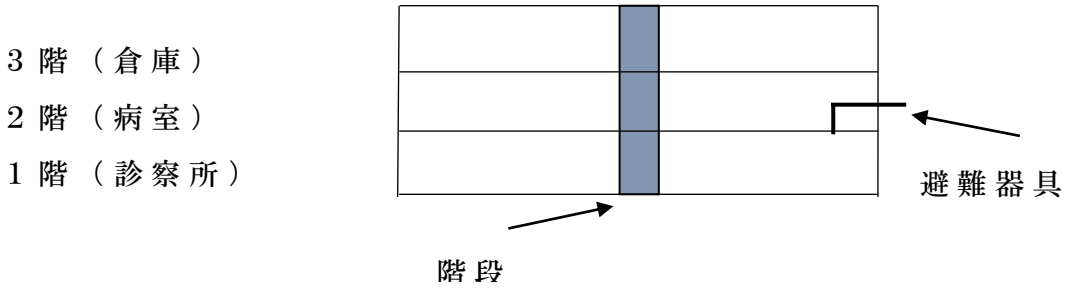

３階の用途が倉庫のため，不特定多数の者の出入りがない場合は，令第３２条の規定を適用し，２階の避難器具は規則第２７条第１項第１号の規定を適用しないことができる。

第3-1-4図

(3) 省令第27条第1項第1号イに規定する「安全かつ容易に避難することができる構造のバルコニー等」とは，おおむね2㎡以上の床面積を有し，かつ，床面からの高さが1.1m以上の手すりその他の転落防止のための措置を講じた直接外気に開放されたバルコニー，同一フロアの屋上その他これらに準じるものであることをいうものであること。この場合，避難器具用ハッチに格納された避難器具以外の避難器具を用いるものについては，手すりを1.2m以下の高さ又は避難上支障のないようにステップ等を設ける必要があること。

(4) 省令第27条第1項第1号ロに規定する「常時，容易かつ確実に使用できる状態」とは，避難はしご，避難用タラップ（固定式に限る。），滑り台，滑り棒，緩降機等を常時，組み立てられた状態で設置する等，避難器具が常時，使用できる状態で設置された場合をいうこと。

　例えば，緩降機の場合，調整器の安全環がアーム先端の吊り輪に掛けられ，止め金具を確実に締め上げ，容易に取り外せない状態で設置されているもの又は支柱を伸長した状態で設置されているもの。固定式以外の避難はしごの場合，開口部に常時吊り下げているものについても，適合するものであること。

(5) 省令第27条第1項第3号イ及びハに規定する，特定一階段等防火対象物における避難器具を設置し，又は格納する場所（以下この項において「避難器具設置等場所」という。）に設ける標識は，避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）によるほか，避難器具設置等場所，避難施設（階段等），避難器具設置等場所への出入口を明示した標識等によることができる(第3-1-5図参照)。

なお，当該標識の設置場所等の基準は次によること。

ア　標識は，エレベーターホールおよび階段室等の防火対象物の利用者が使用する出入口全てに設けること。

ただし，エレベーターホールおよび階段室等の出入口が近接する場合は，当該標識を兼用することができる。

イ　標識は、避難器具設置等場所及び避難施設等が容易に識別できる大きさとし，破損又は汚損しない方法により表示すること。

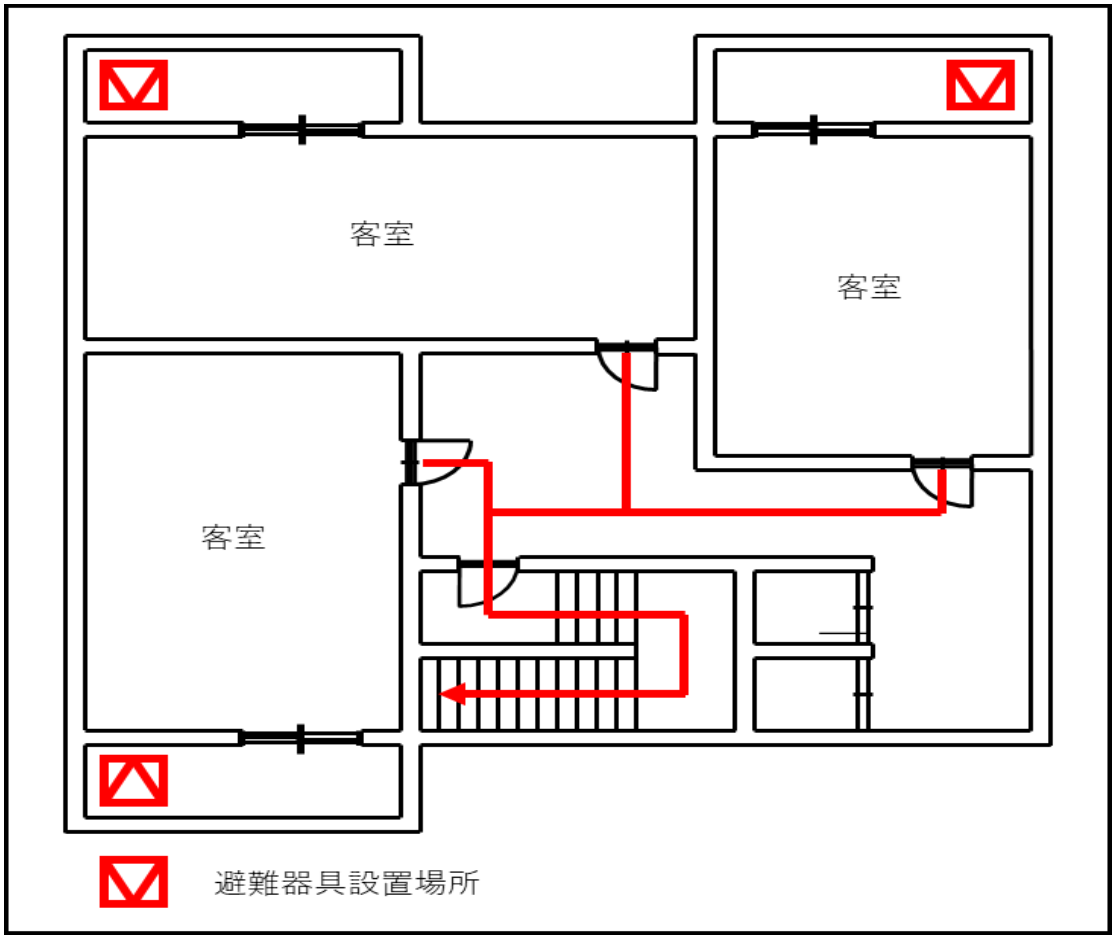

第3-1-5図　避難器具設置場所等を明示した例図

4　防火対象物の利用状況に応じた避難器具の設置種別について

避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準は消防法施行令第25条第2項に規定するほか，防火対象物の利用状況を踏まえ，次によること。

(1) 病院，社会福祉施設関係，幼稚園，保育園等の避難が困難な者が利用する防火対象物に設置する避難器具については，滑り台又は救助袋とすること。

(2) 劇場，映画館，百貨店，学校等の多数の者が利用する施設でその建物の階の床面積が1,000㎡を超える防火対象物に設置する避難器具については，滑り台又は救助袋とすること。

第２　誘導灯及び誘導標識

１　この項において用いる用語の定義は，次による。

(1)　「居室」とは，建基法第2条第4号に定める執務，作業，集会，娯楽その他これらに類する目的のため継続的に使用する室及び駐車場，機械室，倉庫その他これらに相当する室（継続的に使用することのない出入口が容易に見とおすことができる小規模な自動車車庫，収納庫，更衣室その他これらに相当する室を除く。）をいう。

(2)　「避難施設」とは，避難階若しくは地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。），直通階段の階段室，当該付室の出入口又は直接屋外へ通ずる出入口をいう。

(3)　「廊下等」とは，避難施設に通ずる廊下又は通路をいう。

(4)　「主要な避難口」とは，次に掲げる避難口をいう。

ア　避難階

屋内から直接地上に通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては，当該付室の出入口）

イ　避難階以外の階

直通階段の出入口（付室が設けられている場合にあっては，当該付室の出入口）

(5)　「容易に見とおし，かつ，識別することができる」とは，建築物の構造，什器等の設置による避難施設又は誘導灯の視認の障害がないことをいう。

なお，吹き抜け等がある場合は，避難経路を含めて視認できることが必要であること。ただし，避難施設又は誘導灯が障害物により視認できない場合であっても，人が若干移動（おおむね5m以内）することにより避難施設又は誘導灯を視認できる場合は，この限りでない（第3-2-1図及び第3-2-2図参照）。

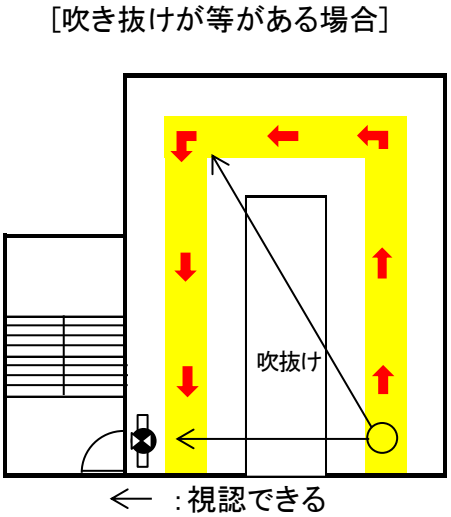

第3-2-1図

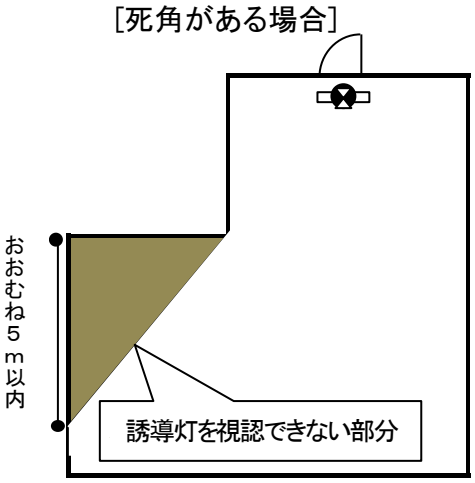

第3-2-2図

(6)　「最終避難口」とは，屋内から直接地上へ通ずる出入口（付室が設けられている場合にあっては，当該付室の出入口）をいう（第3-2-3図参照）。

(7)　「直通階段の出入口」とは，地上に通ずる直通階段（傾斜路を含む。）の階段室及びその付室の出入口をいう（第3-2-3図参照）。

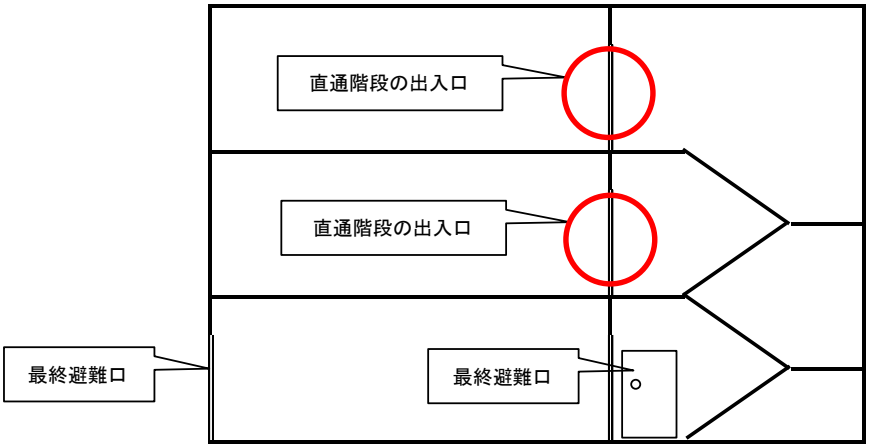

第3-2-3図

2　誘導灯の有効範囲

省令第28条の3第2項ただし書きに規定する「誘導灯を容易に見とおすことができない場合又は識別することができない場合」とは，次の場合が該当すること。

(1) 壁面があり陰になる部分がある場合（第3-2-4図参照）。ただし，人が若干移動（おおむね歩行距離5m以内）することにより，誘導灯を容易に見とおすことができる場合又は識別できる場合を除く。

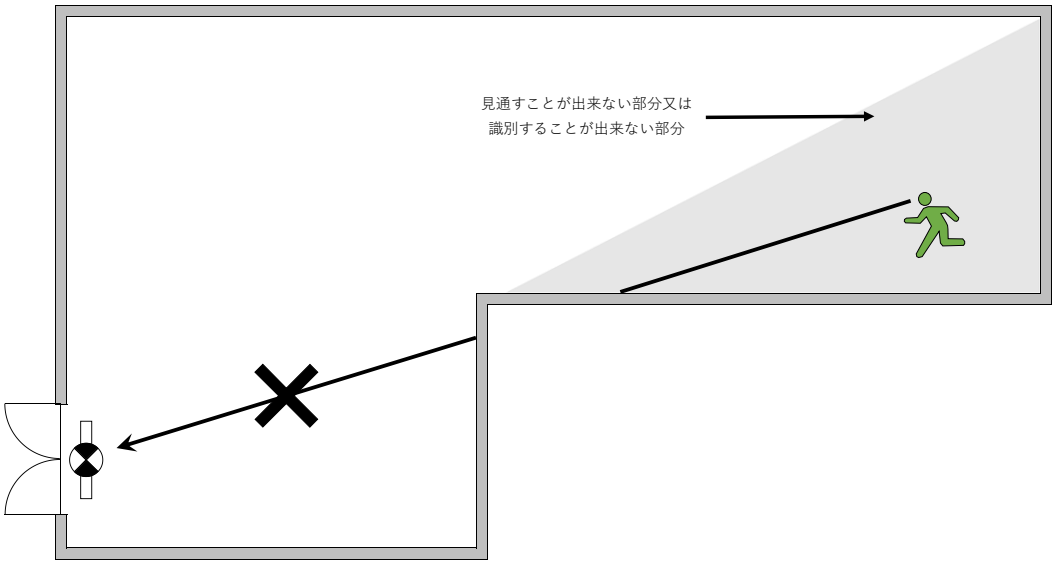

第3-2-4図

(2) 階段により階数がかわる場合（第3-2-5図参照）

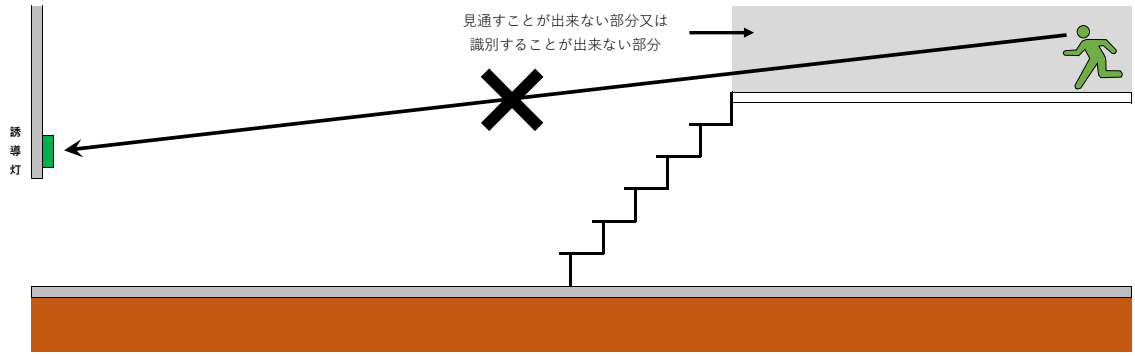

第3-2-5図

(3) 0.4m以上のはり，又は防煙たれ壁がある場合（第3-2-6図参照）
　なお，吊具等により表示上部が障害物より下方にある場合は見とおせるものとするが，そうでない場合は，見とおしはきかないものとすること。

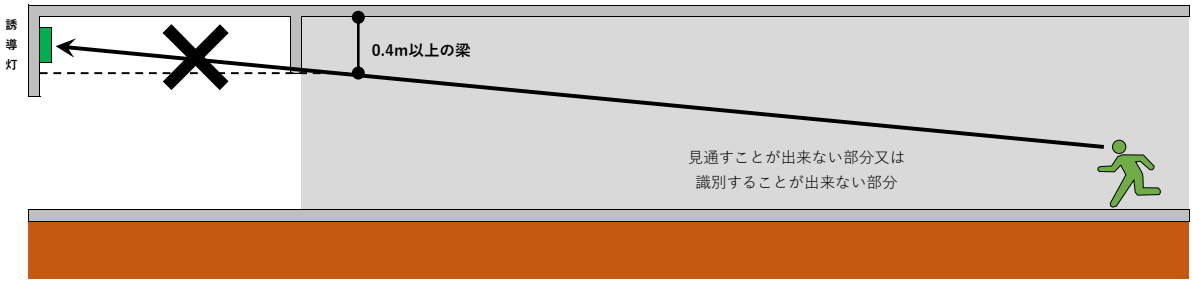

第3-2-6図

(4) 一定以上の高さのパーテーション，ショーケース，棚，又は可動間仕切がある場合（第3-2-7図参照）
　なお，一定以上の高さとは通常1.5m程度とし，誘導灯がこれらの障害物より高い位置に，避難上有効に設けられている場合には，見とおせるものとすること。

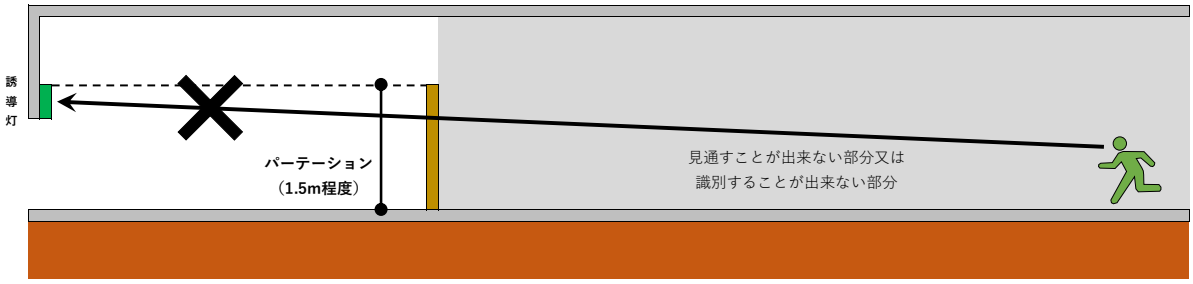

第3-2-7図

(5) 吊広告，垂れ幕がある場合

3　設置要領

(1) 誘導灯又は誘導標識は，ランプの交換等による維持管理や気付きやすさ等を考慮して，避難口上部又はその直近で床面から誘導灯下面までの高さが1.5m以上2.5m以下となるように設置すること。ただし，建築物の構造上この部分に設置できない場合又は位置を変更することにより容易に見とおすことができる場合にあっては，この限りでない。

(2) 避難施設への出入口が2箇所以上ある場所で，当該出入口から20m以上となる部分に設置する通路誘導灯の表示は，原則として二方向避難を明示し，その他のものは，一方向指示すること（第3-2-8図参照）。

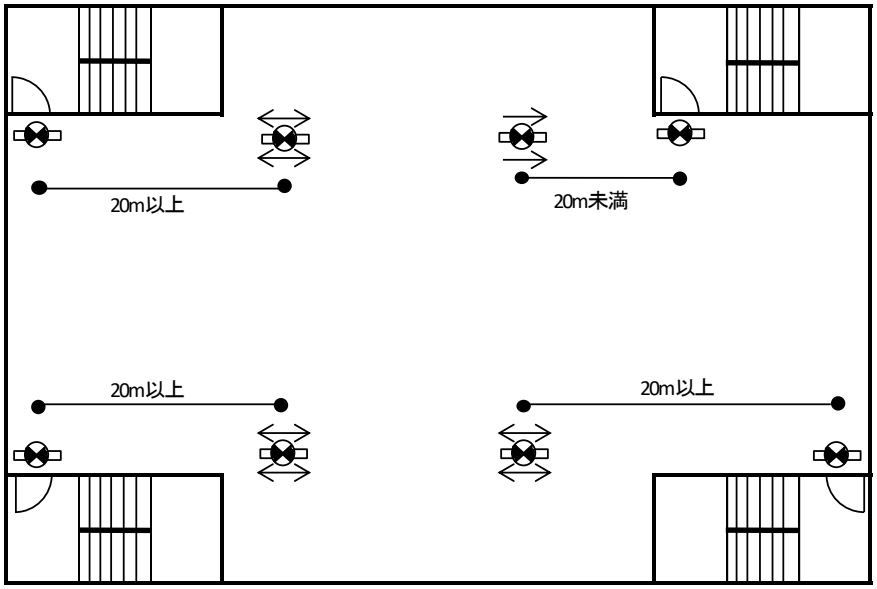

第3-2-8図

(3) 省令第28条の3第4項第3号の2及び誘導灯及び誘導標識の基準告示第2号，第3の2第2号に規定する「床面又はその直近の避難上有効な箇所」とは，床面又は床面からの高さがおおむね1m以下の避難上有効な箇所をいうものであること。

4　防火対象物の構造等を考慮して，次のいずれかに該当する場合は，政令第32条の規定を適用して，誘導灯及び誘導標識の設置を免除することができる。

(1) 避難口及び通路誘導灯

ア　政令別表第１に掲げる防火対象物のうち，個人の住居の用に供する部分及び廊下等

イ　政令別表第１(5)項ロに掲げる防火対象物の部分

ウ　避難口が接近して2以上ある場合で，その一の避難口に設けた避難口誘導灯の灯火により容易に識別することができる他の避難口（おおむね10m以内にあるものに限る（第3-2-9図参照））。

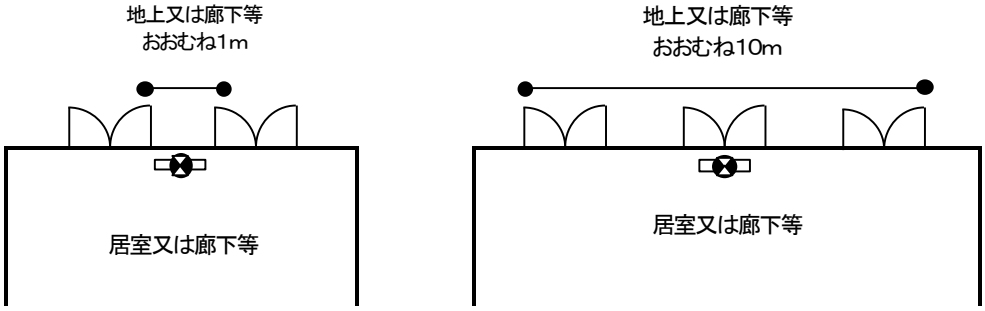

第3-2-9図

エ　第２章各論第７節　火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所以外の場所の取り扱い.第１の規定に該当する場所で，主要な避難口を容易に見とおし，かつ，識別することができる駐車及び駐輪の用に供する部分

オ　主要な避難口に至る歩行距離が10m以下である部分

カ　利用者が特定される防火対象物で，主要な避難口を容易に見通しかつ識別できる構造であって，主要な避難口に至る歩行距離が誘導灯にあっては20m以下，誘導標識にあっては30m以下である部分

キ　冷凍庫等，著しく低温となる場所で，次のいずれかに適合する場合

(ｱ) 冷蔵庫等内における各部分から最直近の出入口までの歩行距離が30m以下である場合

(ｲ) 出入口であることを明示することができる表示及び緑色の灯火が設けられ，かつ，冷凍庫等内の作業に蓄電池で駆動する運搬車等に付置又は付属する照明により充分な照度が保持できる場合

(ｳ) 通路部分の曲折点が1以下で，当該曲折点から出入口であることを明示する表示及び非常電源を付置した緑色の灯火を容易に確認できる場合

(2) 階段又は傾斜路に設ける通路誘導灯

非常用の照明装置により，避難上必要な照度が確保されるとともに，避難の方向の確認（当該階の表示等）ができる階段又は傾斜路

(3) 客席誘導灯

非常用の照明装置により床面で0.2ルクス以上の照度が確保されているとともに，最終避難口に誘導灯が設置されている政令別表第１(1)項ロに掲げる防火対象物の部分の客席通路